

佐賀県規則第21号

佐賀県関西・中京営業本部管理規則の一部を改正する規則

佐賀県関西・中京営業本部管理規則（昭和57年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>佐賀県関西・中京営業本部管理規則</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 本県の産業の振興を図るとともに、関西・中京地区における県政に関する情報の収集及び提供並びに関係機関等との連絡調整を行うため、大阪市に佐賀県関西・中京営業本部（以下「本部」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 <u>本部</u>で行う事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 企業誘致の促進に関すること。</u></p> <p><u>(3)～(7) 略</u></p> <p>（職制）</p> <p>第3条 <u>本部</u>に<u>本部長</u>、<u>副本部長</u>及び課長を置く。</p> <p>（職務）</p> <p>第4条 <u>本部長</u>は、知事の命を受けて<u>本部</u>の事務を掌理し、職員を指揮監督する。</p> <p>2 <u>副本部長</u>は、<u>本部長</u>を補佐し、<u>本部</u>に関する事務を整理する。</p> <p>3 課長は、上司の命を受けて<u>本部</u>の事務の一部を掌理する。</p> <p>（職務の代行）</p> <p>第5条 <u>本部長</u>不在のときは、<u>副本部長</u>（複数の場合は、<u>本部長</u>が指定する<u>副本部長</u>）がその職務を代行する。</p> <p>2 前項の規定により代行した事項について必要があると認められ</p>	<p>佐賀県関西・中京事務所管理規則</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 本県の産業の振興を図るとともに、関西・中京地区における県政に関する情報の収集及び提供並びに関係機関等との連絡調整を行うため、大阪市に佐賀県関西・中京事務所（以下「事務所」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 <u>事務所</u>で行う事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)～(6) 略</u></p> <p>（職制）</p> <p>第3条 <u>事務所</u>に<u>所長</u>、<u>副所長</u>及び課長を置く。</p> <p>（職務）</p> <p>第4条 <u>所長</u>は、知事の命を受けて<u>事務所</u>の事務を掌理し、職員を指揮監督する。</p> <p>2 <u>副所長</u>は、<u>所長</u>を補佐し、<u>事務所</u>に関する事務を整理する。</p> <p>3 課長は、上司の命を受けて<u>事務所</u>の事務の一部を掌理する。</p> <p>（職務の代行）</p> <p>第5条 <u>所長</u>不在のときは、<u>副所長</u>（複数の場合は、<u>所長</u>が指定する<u>副所長</u>）がその職務を代行する。</p> <p>2 前項の規定により代行した事項について必要があると認められ</p>

改正前	改正後
<p>るものは、速やかに、<u>本部長</u>の後閲を受けなければならない。</p> <p>(<u>本部長</u>の専決事項)</p> <p>第6条 <u>本部長</u>は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 課長は、<u>本部長</u>が専決することができる事務のうち、<u>本部長</u>が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 <u>本部長</u>は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、<u>本部</u>の運営に関し必要な事項は、<u>本部長</u>が別に定める。</p>	<p>るものは、速やかに、<u>所長</u>の後閲を受けなければならない。</p> <p>(<u>所長</u>の専決事項)</p> <p>第6条 <u>所長</u>は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 課長は、<u>所長</u>が専決することができる事務のうち、<u>所長</u>が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 <u>所長</u>は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、<u>事務所</u>の運営に関し必要な事項は、<u>所長</u>が別に定める。</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。